

「死刑制度を考える～裁判員制度5年を前にして～」を開催して

平成25年度人権擁護委員会 委員長 阪本 康文

1 はじめにー本シンポジウムの企画

日本弁護士連合会（日弁連）は死刑廃止についての議論を呼びかけ、次の通り基本的立場を表明しています。

- ◆日弁連は、死刑のない社会が望ましいことを見据え、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかけます。
- ◆人権を尊重する民主主義社会にとって、犯罪被害者の支援と死刑のない社会への取組は、いずれも実現しなければならない重要な課題です。
- ◆政府は、死刑制度についての情報を積極的に国民に開示し、法務省に有識者会議を設置するなどして、死刑制度の廃止について全社会的議論を開始するべきです。また、その議論の間は、死刑の執行を停止するべきです。

当会は、日弁連の基本的立場に呼応し、これまで死刑執行がなされる都度、死刑制度の存廃について国民的議論を尽くし、死刑制度の存廃を含む抜本的な検討及び見直しを行うまでの間、死刑執行を停止することを求める旨の会長声明を出してきました。

しかしながら、2012年（平成24年）12月の自公政権への政権交代後、死刑執行が短期間の間に繰り返されています。また、

2009年（平成21年）5月に裁判員制度が施行され、まもなく5年になりますが、死刑判決も言い渡されています。

そこで、市民の皆様とともに死刑制度を考えるシンポジウムを企画しました。

2 「死刑制度を考える～裁判員制度施行5年を前にして」

（1）はじめに

2014年（平成26年）1月31日（金）午後6時から、和歌山県民文化会館小ホールで開催しました。田中祥博会長の開会挨拶の後、伊藤真さん（弁護士・伊藤塾塾長）の講演と映画「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」の上映を行いました。寒い時期でしたが、約120名の参加がありました。

（2）伊藤真さんの講演

伊藤真さんは日弁連憲法委員会の副委員長であり、憲法の伝道師として、憲法「改正」問題について全国各地で講演されている、著名な弁護士です。

伊藤真さんの講演は、死刑存置の一般的理由と死刑廃止の一般的理由を紹介した後、死刑についての世論調査結果に触れました。2009年（平成21年）の世論調査では、「ど

んな場合でも死刑を廃止しようという意見にあなたは賛成ですか、反対ですか。」という質問に対し、賛成5.7%、わからない8.6%、反対85.6%とされているが、質問の仕方に問題はないのか、という疑問を呈されました。

次に、凶悪犯罪について、2013年（平成25年）の殺人事件数は5年連続で戦後最少を更新して939件であり、戦後初めて1000件を下回ったこと、刑法犯は11年連続して減少し、132万748件であり、前年比6万1373件の減であったことを指摘されました。

そして、死刑制度についての世界の潮流に触れた後、日本国憲法と死刑という観点から論を進められました。日本国憲法は、個人の尊重（憲法13条）を中核とする立憲主義に立脚しており、個として尊重されるために、憲法が国家権力を制限し、人権保障をはかっているという、憲法の根本理念を指摘されました。これを踏まえ、「凶悪犯罪を犯したとしても人間であり、人間であるということだけで人としての権利がある」、「死刑は最大の人権侵害」、「死刑は国家による殺人である」とし、さらに死刑を執行する側の人権、すなわち、死刑を宣告する裁判官、裁判員の人権、執行命令書に署名する法務大臣の人権、死刑を執行する刑務官の人権に触れ、「仕事だから人を殺すことに加担しなさい」と強制することは、その人の思想、信条、つまり、その人の人間性の根本を侵害しないか、特に裁判員に強制することは人権侵害であるなどと指摘しました。

最後に、伊藤真さんは、皆さんへの期待として、「明日の自分は今の自分が創る→今を変えれば未来を変えられる。憲法は現実を理

想に近づけるためにある。」、「今を生きる者としての責任を果たす。→憲法を知ってしまった者として今できることを。憲法を使いこなす力をつけること。主体的に生きることが大切。」とした上で、「Festina Lente（ゆっくりいそげ）」ということで締めくくられました。次の映画の上演時間が2時間であったことから、約40分の時間しかとれなかったことは残念ですが、濃密で素晴らしい講演でした。

（3）映画「約束 名張毒ぶどう酒事件 死刑囚の生涯」の上映

名張毒ぶどう酒事件は1961年（昭和36年）3月28日に三重県名張市葛尾地区の公民館で起きた毒物混入事件であり、5人が死亡しました。奥西勝さんは、ぶどう酒に農薬「ニッカリンT」を入れたとして逮捕・起訴されました。一審の津地裁は無罪判決を言い渡しましたが、二審の名古屋高裁は死刑判決を言い渡し、1972年（昭和47年）6月15日最高裁は上告を棄却して、死刑判決が確定しました。奥西勝さんは数次にわたり再審請求を行い、2005年（平成17年）4月5日名古屋高裁は第7次再審請求審において再審開始決定をしましたが、その後、2012年（平成24年）5月25日に名古屋高裁は再審開始決定を取り消し、2013年（平成25年）10月16日最高裁は弁護側の特別抗告を棄却しました。

名張毒ぶどう酒事件は、日弁連が再審支援している事件です。上映した映画は、東海テレビが製作した映画であり、仲代達矢さん（奥西勝さん役）、樹木希林さん（奥西勝さんの母・タツノさん役）、山本太郎さん（若き日の奥西勝さん役）という豪華キャストです。映画

はこの事件に関する過去の報道映像を織り交ぜながら進んでゆきます。迫真の演技、弁護団の奮闘は感銘の深いものであり、そして、有罪判決を下し、再審開始決定を認めなかった裁判所の証拠評価の問題点の指摘は説得力があります。奥西勝さんは、現在、88歳であり、八王子医療刑務所に収容されています。弁護側は第8次再審請求を行っていますが、一日も早い再審開始が司法に課せられた責務というべきではないでしょうか。

3 最後に

これまで我が国では4件の死刑確定事件(免田・財津川・松山・島田各事件)について再審無罪判決が確定し、死刑判決にも誤判が存在したことが明らかとなっています。戦後の混乱期の事件だけではなく、いずれも無期懲役刑が確定していた、布川事件(1967年8月発生)、足利事件(1990年5月発生)、東電OL殺人事件(1997年3月発生)について、再審無罪判決が確定しています。このように重大事件でも誤判の可能性がないとは断定できません。

死刑廃止は国際的な趨勢であり、現在、世

界で死刑を廃止又は停止している国は140か国となっています。死刑を存置している国は58か国ですが、2012年(平成24年)に実際に死刑を執行した国は日本を含め21か国にとどまります。2012年(平成24年)12月には、国連総会本会議において、死刑廃止を視野に執行の停止を求める決議が、過去最多の111か国という圧倒的多数の賛成により採択されました。

最新の動きでは、1980年11月に死刑判決が確定した袴田事件(1966年6月発生)について、2014年(平成26年)3月27日、静岡地裁は再審開始決定を出すとともに、死刑の執行を停止し、釈放しました。死刑判決確定後、約33年半になりますが、死刑判決が執行されていなくて本当に良かったと思います。

ただ、重大事件が発生したときに死刑を求める遺族等の心情も共感を得ている事実があります。今後、死刑存置論と死刑廃止論の対比、死刑制度の運用の実情など、死刑制度の存廃について国民的な議論がなされる機会の提供に努めたいと考えています。